

介護療養型医療施設の報酬・基準の見直し案—厚労省 介護給付費分科会

11月6日の社会保障審議会の第113回介護給付費分科会では、平成27年度介護報酬改定に向けた2回目の施設関係の討議がなされ、介護療養型医療施設の報酬・基準の見直しも行われた。

介護療養型医療施設は、2017年度末までに介護老人保健施設などへの転換を進め、廃止することを予定していたが、実際には転換が進んでいないのが実情だ。

厚労省は、医療処置の必要性が高い高齢者を受け入れる体制は引き続き必要であるとして、6日の分科会では、「療養機能強化型」介護療養型医療施設（仮称）の創設が提案された。

「療養機能強化型」は、新たに定める5つの要件を満たした介護療養型医療施設に認められ、相対的に高い基本報酬が設定される。

厚労省からは具体的な案として以下が示され、委員からはおおむね合意が得られた。

【論点】

介護療養型医療施設が担っている機能を重点的に評価してはどうか。

【対応案】

以下の要件を満たす介護療養型医療施設を、医療ニーズや看取りへの対応が充実した施設として重点的に評価する。

[要件>

- 1) 入院患者のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者が一定割合以上であること
- 2) 入院患者のうち、一定の医療処置を受けている人数が一定割合以上であること
- 3) 入院患者のうち、ターミナルケアを受けている患者が一定割合以上であること
- 4) 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること
- 5) 地域に貢献する活動を行っていること

【改定のイメージ】

